

つくば市の景観行政

平成30年3月17日

つくば市 都市計画部 都市計画課 街並み景観係



1

- 1 景観について
 - ・景観とは？
 - ・景観まちづくりとは？
 - ・景観条例及び景観計画

2 屋外広告物について

2

- 1 景観について
 - ・景観とは？
 - ・景観まちづくりとは？
 - ・景観条例及び景観計画

2 屋外広告物について

3



景観とは？

4

景観とは？(1/5)



歴史・風土

文化・伝統

人々・暮らし

技術・制度

これらが
一体となって
目に見えてくる
ものが
《景観》

5

景観とは？(2/5)



保全する景観

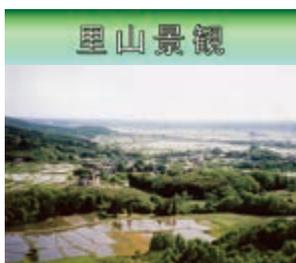
創る景観

管理する景観

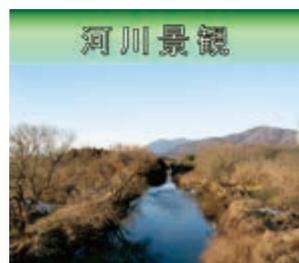
景観とは？(2/5)



保全する景観



里山景観



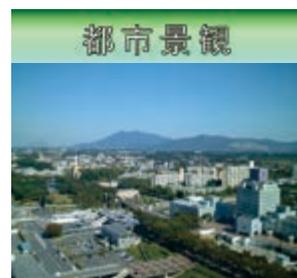
河川景観

6

景観とは？(4/5)



創る景観



都市景観



歴史的景観

7

管理する景観



8

良好な景観から生み出されるもの

- ◆潤いのある魅力的で豊かな生活環境
- ◆観光をはじめとした国内や世界各地との交流の活性化
- ◆伝統文化の継承など、人々の地域に対する愛着やふるさと意識の向上

9

伊勢市の例 (内宮おはらい地区のまちづくり)



乱雑な電線類
統一感のない街並み

無電柱化
施設整備(石畳化等)

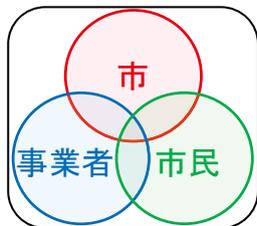
観光客数 平成4年 35万人 → 平成14年 300万人
(街並み整備とイベントとの相乗効果により約9倍に増加)

10

景観まちづくりとは...

- ◆自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資源として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な活動
- ◆新たに近代的で美しく魅力的な景観をつくり出すことも含む
- ◆清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も

11



- 【市】
- ◇景観条例に基づく市内景観の基本的な誘導
 - ◇景観形成に関する様々な情報提供、意識啓発
 - ◇良好な景観形成のための支援、助成等

- 【事業者】
- ◇建築行為・業務活動等における景観形成への貢献
 - ◇市への景観施策への協力
- 【市民】
- ◇地域における景観維持・保全の活動
 - ◇市の景観施策への協力

12

取り組む人にとっての魅力

- ①身の回りの心地よさを創り出す
- ②まちの個性を育む
- ③地域の課題改善に役立つ

まちや地域における意義

- ④充実感ややりがいがある
- ⑤まちと暮らしに愛着と誇りが持てる

13

景観を楽しもう！まち歩きのおすすめ

地域の景観を改めて見つめ直してみる。このことが、地域に根ざした景観まちづくりの第一歩です。

住んでいるまちの景観を楽しんでみることで、景観を楽しもうと思いつきながらまちにでてみる。まずは気軽にそこからはじめてみませんか？

14

景観を楽しもう！まち歩きのおすすめ

景観を楽しむポイント

- ◆まちを歩こう
- ◆季節を感じよう
- ◆多様さを味わおう

14

つくばの景観100 ～つくばの再発見～ つくば市

- つくばの景観100 ～つくばの再発見～
つくば市都市計画マスタープランの策定(平成17年3月)に協力した市民ワークショップのメンバーと職員が協働で作成。市内300カ所以上から厳選し、100の景観としてまとめている。
- 景観100選定の基準
 - ・市が誇るべき、または、市を代表すると思われた景観
 - ・財産として後世に残したい景観
 - ・市ならではの、またはつくばらしいと感じる好ましい景観



15

つくばの景観見学会 つくば市

- つくばの景観見学会
平成18年から始まり、今まで全13回開催。毎回見学会テーマを決めて年1～2回開催。毎回、多くの方が参加。
- 市民の景観への理解を深める取り組みを企画・実施



16

景観関連法令制定背景(1/2) つくば市

景観意識の高まり

- ・TX沿線開発

景観をめぐる紛争

- ・国立マンション訴訟(2002.12)

都市の再生

- ・東京駅の再生(丸の内口周辺)
- ・つくばセンター再整備

歴史的建造物の保存

- ・伝統的建造物群保存地区
桜川市真壁

美しい街並みや良好な景観の形成を図る

行政法規に基づくルール必要性

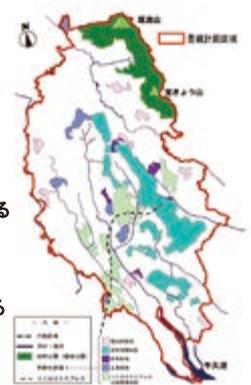
景観法の制定 (H16.6.1)

17

景観関連法令制定背景(2/2) つくば市

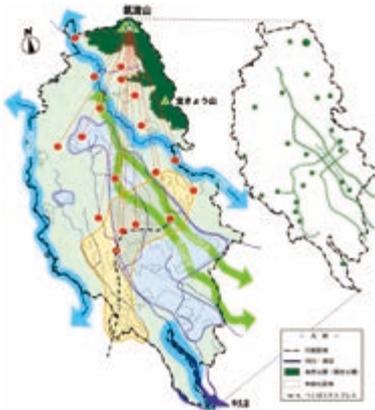
つくば市の動き

- H17.8.24:景観行政団体となる
- …景観法に基づく施策を実施する主体
- H19.6.26:つくば市景観条例制定
- …良好な景観形成を促進する条例
- 届出対象行為の規定、審議会の設置等を定める
- H19.10.1:つくば市景観計画策定
- …良好な景観の形成に関する計画
- 基本的方針、行為の制限に関する事項を定める
- H24.6.1:つくば市景観計画第1回変更



18

つくば市景観条例及び景観計画(1/6) つくば市



- 景観計画区域
市内全域
- つくば市の景観構造
4骨格軸と3ゾーン
それぞれに景観形成方針
- つくば市のシンボルとなる景観を築き上げる景観軸
 - 筑波山-の景観軸
 - 水辺の景観軸
 - 緑の景観軸
- 都市の盛り立ちが開始し出すつくばらしい景観を保全・創造するゾーン
 - 自然地形の隆起と田園の景観を形成するゾーン
 - 研究学園都市の景観を形成するゾーン
 - 都市内の景観を形成するゾーン

19

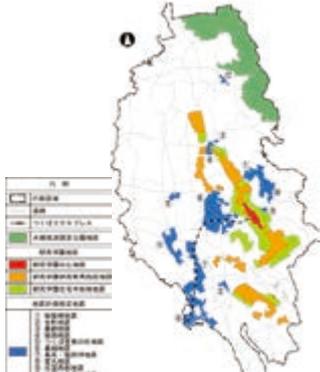
つくば市景観条例及び景観計画(2/6) つくば市

つくば市の景観構造	筑波山への景観軸	自然地形の隆起と田園の景観を形成するゾーン
つくば市のシンボルとなる景観を築き上げる景観軸	筑波山への景観軸	つくば道 平沢官街通 今我島の田園
都市の盛り立ちが開始し出すつくばらしい景観を保全・創造するゾーン	研究学園都市の景観を形成するゾーン	研究学園都市の景観を形成するゾーン
	水辺の景観軸	センター地区 つくば駅前 筑波西部工業団地
	緑の景観軸	新都市の景観を形成するゾーン
		研究学園駅前 万博記念公園駅前 みどりの駅前

20

つくば市景観条例及び景観計画(3/6) つくば市

- 景観形成重点地区
特に良好な景観の形成を図る必要がある区域について指定。
地区ごとの特性をいかした良好な景観の形成を促進。
- 指定されている地区
 - ①水郷筑波国定公園地区
 - ②研究学園地区
 - ・研究学園中心地区
 - ・研究学園研究教育施設地区
 - ・研究学園住宅市街地地区
 - ③地区計画指定地区
 - ・12地区



21

つくば市景観条例及び景観計画(4/6) つくば市

良好な景観形成に取り組むために…

建築・開発等の行為の届出制度(景観法第16条及びつくば市景観条例第10条関係)

行為の着手の30日以上前に、届出を行う。

行為	届出の対象	
建築物の建築	市街化区域 延べ床面積が1,000㎡を超えるもの 又は高さが20mを超えるもの	市街化調整区域 延べ床面積が1,000㎡を超えるもの 又は高さが10mを超えるもの
工作物の建設 開発行為	高さが15m(よう壁にあっては6m)を超えるもの 開発区域の面積が10,000㎡を超える開発	

景観形成基準 (景観法第8条第2項第2号及び景観計画)

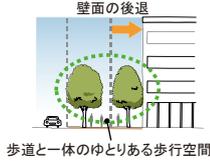
位置、形態意匠、色彩、材料、敷地の緑化及び外構デザイン、駐車場、屋外照明など「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定める

22

つくば市景観条例及び景観計画(5/6) つくば市

位置

◇壁面の後退への配慮◇



敷地の緑化及び外構デザイン

◇敷地境界や接道部の緑化◇



材料

◇風情ある街並みでの配慮◇



駐車場

◇駐車場における配慮◇

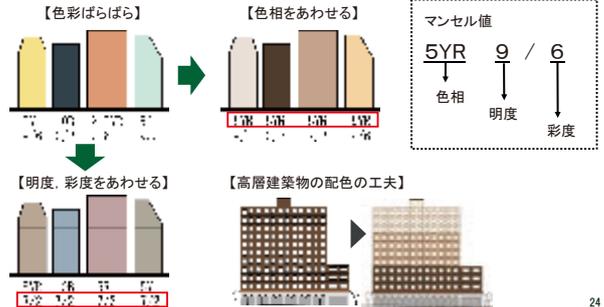


23

つくば市景観条例及び景観計画(6/6) つくば市

色彩 ◇建築物の外壁の色彩基準◇

建築物の屋根、外壁、屋上設備等の外観の色彩は、原色や周囲から突出した色彩を避け、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。



24

景観届出の事例

つくば市

景観届出の事例

他市町村の事例

つくば市の事例



- 色彩基準
- ・建物の外壁の色彩基準を遵守、落ち着いた外観
- ・屋外広告物条例との関連(後述)

25

1 景観について

- ・景観とは?
- ・景観まちづくりとは?
- 景観条例及び景観計画

2 屋外広告物について

26

屋外広告物とは?

つくば市

屋外広告物とは・・・
屋外で
常時又は一定期間継続して
公衆に
建物や工作物等に掲出又は表示
許可が必要
良好な景観の形成
風致(自然の風景)の維持
公衆に対する危害の防止



27

つくば市屋外広告物条例(H24.10.1施行) つくば市

つくば市

規制地域の考え方

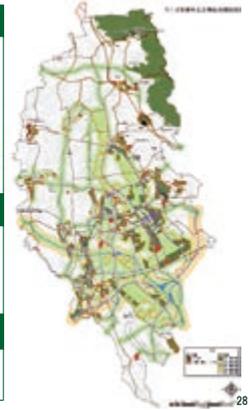
- ◆ **禁止地域** (文化財、保安林、公園 など)
原則、広告物等を表示できない地域
- ◆ **許可地域** (第1種地域～第5種地域)
禁止地域以外で、許可を受けて表示できる地域
住宅地等では厳しく、大通り沿いや商業系地域などでは緩い規制

許可基準

- ◆ **表示面積の規制**
巨大な看板を制限
- ◆ **色彩の規制**
あざやか・派手な色彩の使用を制限

市条例施行による効果

- ◆ 条例周知による効果
- ◆ 許可基準が変わったことによる効果



28

許可申請の事例(1/3)

つくば市

許可基準に基づく許可事例(ドンキホーテ)

他自治体

つくば市



- ドンキホーテ研究学園店
- ・許可地域: 第2種地域
- ・1の広告物の表示面積の規制(上限20㎡)
- ・敷地内表示総面積の規制(上限75㎡)
- ・色彩基準(表示面積の1/4を超えて彩度が高い色を使用しない)

29

許可申請の事例(2/3)

つくば市

許可基準に基づく許可事例(iias)

建築物利用広告

野立広告



- iiasつくば(大型商業施設)
- ・表示面積を必要最小限に抑え広告物を集約化
- ・条例の規定によらない、特例の許可を受けて表示(上限を超えた表示面積)

30

許可申請の事例(3/3)

許可基準に基づく許可事例(バス停上屋添加広告物)



- バス停上屋添加広告物
- ・市内8カ所のバス停に設置
- ・広告収入によりバス停を維持管理
- ・背面のパネルは筑波大学の学生によるデザイン

31

条例による効果

TX沿線 駅前通り



- 駅前通り:つくば市屋外広告物条例制定後の新しい街並み
- ・必要最小限の大きさ、設置数
- ・野立広告の高さ・表示面積を統一

33

違反広告物に対する措置



34

違反広告物の除却(1/5)

1 違反広告物除却概要

(1) 除却概要

違反広告物の追放, 良好な景観の維持を目的として実施

- ・業務委託による撤去
- ・職員他によるパトロール
- ・茨城県まちの違反広告物追放推進制度 (ボランティア 12団体)

(2) 除却対象広告物

電柱, 信号機, ガードレールなどに表示されたはり紙, はり札, 立看板, 広告旗



はり紙 はり札 立看板 広告旗
違反広告物の除去制度/茨城県 より引用 (<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/jokyoseido.html>)

違反広告物の除却(2/5)

2 除却実績の推移

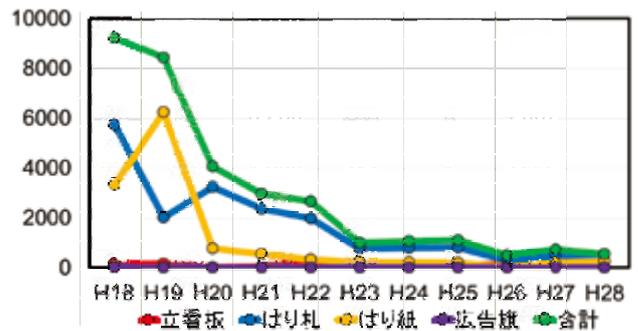
(1) 種類毎の除却数

年度	立看板	はり札	はり紙	広告旗	合計
H18	149	5,765	3,340	0	9,254
H19	172	2,010	6,243	0	8,425
H20	34	3,250	783	0	4,067
H21	50	2,372	546	1	2,969
H22	329	1,988	347	1	2,665
H23	9	767	226	0	1,002
H24	61	792	221	1	1,075
H25	103	813	199	0	1,115
H26	170	288	28	8	494
H27	28	512	183	13	736
H28	21	250	273	13	557

違反広告物の除却(3/5)

2 除却実績の推移

(1) 種類毎の除却数



違反広告物の除却(4/5)

2 除却実績の推移

(2) 実施主体毎の除却数

年度	委託	職員他	ボランティア	合計
H18	5,530		3,724	9,254
H19	5,340		3,085	8,425
H20	3,393		674	4,067
H21	2,666		303	2,969
H22	2,105	326	234	2,665
H23	839	7	156	1,002
H24	780	4	291	1,075
H25	890	3	222	1,115
H26	342	8	144	494
H27	558	36	142	736
H28	282	75	200	557

P-3参照

違反広告物の除却(5/5)

3 違反広告物の一例



宅地分譲地・住宅展示場付近

- (1) 三角コーンを利用したはり札 : 歩道・道路上に設置
- (2) 電柱を利用したはり札
- (3) 街路樹を利用したはり札



違反広告物是正の取り組み



違反広告物の除却(ロードサイン等)

違反広告物

事故(平成28年8月台風)



- 違反広告物の除却
- ・違反広告物の是正指導(撤去指導)
- ・違反広告物施工業者への指導
- ・市民による通報への対応

35



ありがとうございました。

都市計画部 都市計画課 街並み景観係

「未来構想」・「戦略プラン」・ 「事業計画」で描かれた “つくば市の景観計画”を実現するための 「はじめの一步」

川手昭二

1

はじめに

本日の講演の背景、

つくばを美しくするために、何をしたらよいかの話です。

☆住民参加の「つくばを美しくするために何をすべきか委員会」を組織する事が、第一であると川手が提案し、

☆委員会の作業内容は、どのようなものかの概要を掴むために、「つくばの美しさを実感する案」を行政職員と、雨宮准教授が作成した内容を、川手が話します。

2

はじめに

本日の講演の内容

- 1) 「つくば市未来構想」「戦略」「事業計画」の次に、「住民が作成したテーマを、施策にした事業」から始めるべきです。でない、「行政にやらせておけ」になって終わります。
- 2) 住民が提出するテーマが、「①美しい景観を育てよう」、「②子供の頃の思い出の風景を復活させよう」など、「どこに住んでいる人も、共通に思っているテーマ」であれば、「私にも言わせて」になります。
- 3) 「全市民の共有財産である景観と風景」の「見方」・「復活させ方」を行政が勉強し、住民と話し合う時の「たたき台」をつくることができます。行政の担当者は、自信を持ってコミュニティ住民との意見交換ができます。
- 4) つくば市の担当職員と、雨宮准教授の作業で、「全市民の共有財産である景観と風景」の「見方」・「復活させ方」の案を作ることができました。
- 5) これで、「つくばを美しくするために何をすべきか委員会」を組織することが出来ます。

3

私の提案：「未来構想」実現へ向けて



構想→戦略→事業計画書（具体的な事業で、関係する課の、誰がまとめ役になるのか？）⇒「はじめの一步」

4

つくば市戦略プラン「事業計画書」の19住環境の整備を「はじめの一步」とすれば

基本施策	魅力ある居住・交流環境を創出する	
19 住環境の整備	景観緑地のあるまちづくり推進事業	まちなみ整備課 公園・施設課
	景観形成事業	都市計画課
	環境美化推進事業	環境課
	花と緑の美化活動事業	市民活動課
	つくばエコスタイル推進まちづくり事業	まちなみ整備課
20 つくば駅前自治地区の活性化	空き家等の適正管理及び有効活用事業	空き家対策課
	公共空間活用推進事業	まちなみ整備課
	中心市街地再生事業	まちなみ整備課

関係する課が「協働」することが必要ですが、「誰がまとめ役になるのか」が不明。

「はじめの一步」を住民の要請で、スタートすれば自ずとまとめ役が定まる。

5

「住民の要請」で始まる「戦略プラン」の「はじめの一步」は、住民が「良くしたい、何か」をつかむことである。

景観資源を体験する場を提供することが必要



て立ち止まってみよう



遠景：筑波山
中景：平地林
近景：芝畑

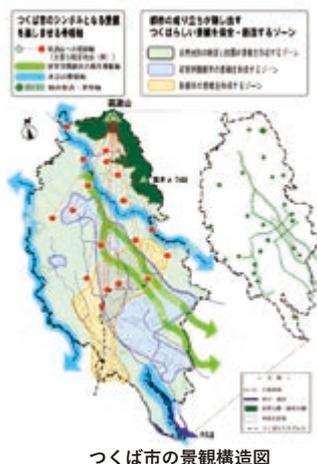
6

筑波山を

どう見せるか？

右図を見れば、見える場所は、市街地内外に広く分布していることが分かる。

したがって、筑波山を遠景にした、無数の近景・中景を選ぶことが可能な台地である。



つくば市の景観構造図

7

筑波山の近景・中景・遠景を眺める、バスルート

全長約80km
高低差約250m

一筆書きバスルート

利用イメージ

- ・ 国際学会に来た家族のエキスカージョン
- ・ ジオパークで学び楽しむ
- ・ 各景観資源の所在地での場づくり・まちづくり

ルートのテーマ

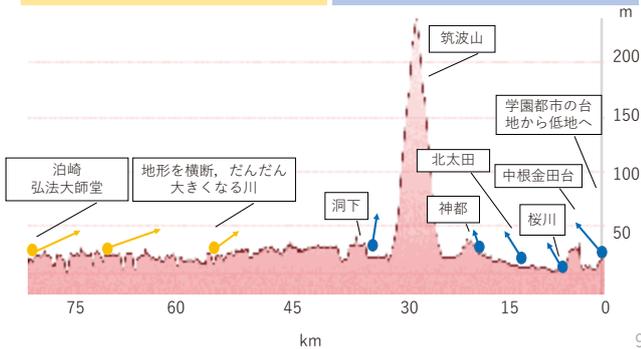
- ・ 地形に沿った人の営みを見せる
- ・ 筑波山を中心とするシーケンス景観
- ・ 各景観資源を遠景・中景・近景として見せる
- ・ つくば台地の全貌を見せる

8

「一筆書きバスルート」の標高差とストーリー展開

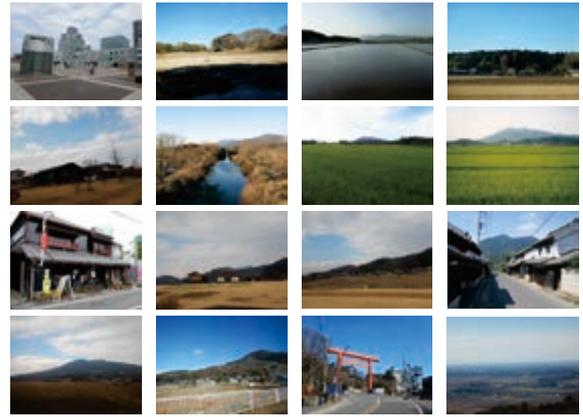
だんだん小さくなる筑波山
水の流れを感じる
土地利用を地形と関連づけて知る

だんだん大きくなる筑波山
学園都市と農村集落
人の住まいを地形と関連づけて知る



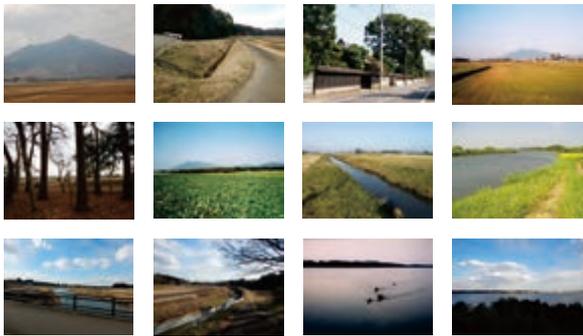
9

「一筆書き」で感得できるつくばの景観（前半）



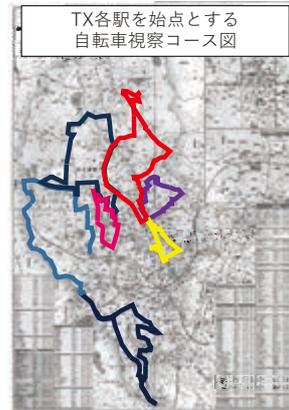
10

「一筆書き」で感得できるつくばの景観（後半）

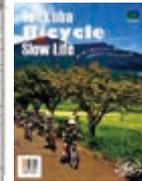


11

筑波の景観資源をじっくり眺める、自転車ルート



- 景観資源をじっくりと眺める
時速15km制限の道
- 道端に休む場所がある道

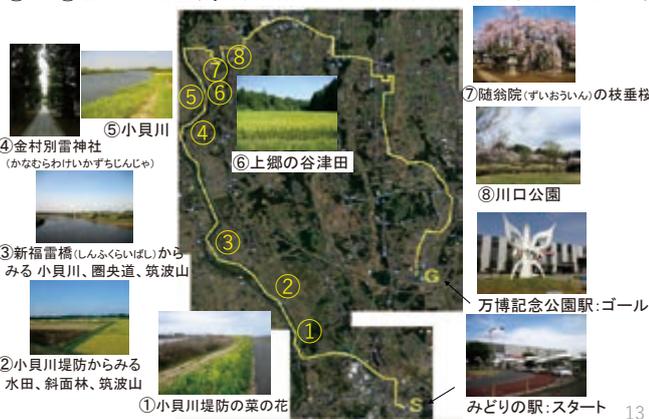


つくば市提案の「Tsukuba Bicycle Slow Life」を景観資源と関連づける

12

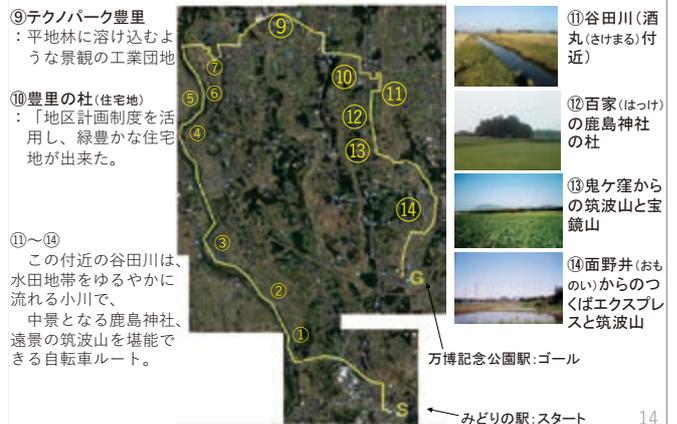
自転車ルート：①～⑤小貝川:ジオパークのジオサイト

⑥～⑧昔の中心地上郷は、行政・医療・商業が栄えた、伝統的文化が残る。



13

自転車ルート：



14

つくば市の将来を作る三つの区域



15

- 1) 田園都市ゾーン
：このゾーンをさらに三つに分けて
 - ①つくばコアエリア
：つくば駅・研究学園駅周辺
 - ②エリアの外周・計画的に市街化すべき区域
 - ③市街化調整区域
- 2) 田園集落ゾーン
：伝統的な集落景観を保存するために、市街化を抑制する区域
- 3) 筑波山・小貝川・桜川
・牛久沼親水観光ゾーン

三つの区域に共通する「まちづくり理念」

- I. 人を育む=まち全体で子どもを大切にするコミュニティ形成。
- II. 住民の自動車事故を、ゼロにするために、住宅地域に関係のない通過交通は、すべて締め出し、区画道路は、最高時速15kmとする。
- III. つくばで育った人々が、子供の頃、出会った思い出の風物を、次世代につなぐまちづくり。子どもたちが想い出として記憶する場の景色・年中行事の場と組織を育て、守るまちづくり。
- IV. つくば市のどこに住んでいる人でも、筑波山を誇りに思い、筑波山を独り占めせず、自分の土地利用が、他人の景色を壊さぬように心がける文化を育てるまちづくり。

16

研究学園駅のコミュニティで、
「思い出作りの道」計画を作成してみる



— : バスルート
— : 思い出づくりルート

- 「思い出作りの道」は、歩行者自転車専用道路とし、自動車の横断も禁止する。
- 「思い出作りの道」とバス道路との交差は、立体処理する。(階段でなくスロープ。)
- 「思い出作りの道」と「バス道路」との間にある区画道路は、一方通行とし、速度制限15km/時とする。

17

子どもたちが思い出を育む「思い出づくりルート」
(研究学園駅～春日学園義務教育学校)

親子で歩く道・記憶する景観
②調整池に植樹された桜並木
③調整池で憩う鳥
⑥連沼川からの筑波山への視点

年中行事のある場所
①研究学園駅前公園
⑤葛城ふれあいの森

※研究所の協力を得て
見学展望台&オーバークロス化

※アンダーパス化

子どもたちが夢中で遊ぶ場所
①研究学園駅前公園
④街区公園
⑤葛城ふれあいの森
⑦かつらぎ公園

18

子どもたちが思い出を育む「思い出づくりルート」
(研究学園駅～ゆかりの森)



親子で歩く道・記憶する景観
②研究学園駅から筑波山への視点
⑤近隣公園の桜並木と筑波山への視点
⑥歩行者・自転車道から筑波山への視点
⑦松並木と夕日
⑨農地から筑波山への視点

子どもたちが夢中で遊ぶ場所
④学園の杜公園
⑧街区公園
⑩ゆかりの森

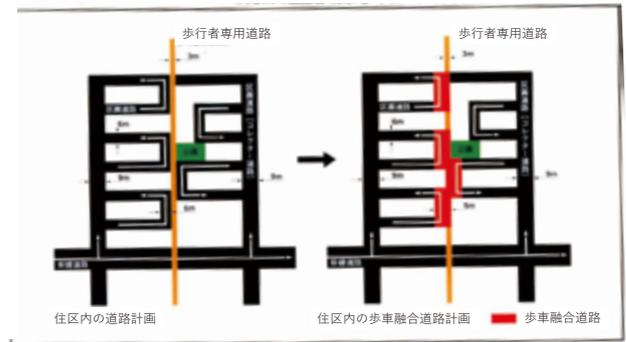
※企業の協力を得て
歩行者用通路として開放

年中行事のある場所
①研究学園駅前広場
③ショッピングセンター

19

通過交通を住宅地内に入れない工夫 (港北NTに学ぶ)

コミュニティ道路計画 (港北ニュータウン・リーフレット コミュニティ道路の計画, 1991年)



20

「思い出づくりルート」実現のための道路配置計画

思い出づくりのための歩行者道路に、
自動車が入らないようにするための
区画道路の配置変更計画



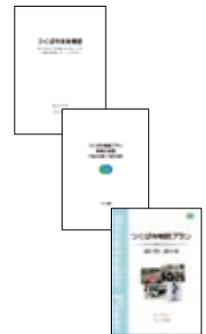
21

今後に向けて：景観づくりを計画実現の
「はじめの一歩」にするために

「つくば市未来構想」を実現するために、
学識者と、市民と、行政が協働して、
「はじめの一歩」を踏み出す委員会の設
置を議会で決定する

例えば、「子どもたちが、筑波山の近
景・中景・遠景を眺めながら、思い出を
作る場所を考える委員会」

これにより、景観づくりを計画実現につ
なげることができる



22

